資料１－１

福井県第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）（案）概要

１　目的

近年、ツキノワグマ（以下、クマ）の生息範囲が人の生活圏に近づいており、全国で人身被害が多発していることから、国は令和６年４月にクマを指定管理鳥獣に指定し、集中的かつ広域的管理を図ることとした。

本県においても、現行の保護計画を管理計画に改定し、捕獲目標数を定めた計画的な捕獲や集落への侵入を防ぐ防除対策などを進めることにより、恒常的な人とクマとの軋轢軽減を図っていく。

２　計画期間

令和７年４月１日～令和９年３月３１日（２年間）　　※終期は、上位計画の第１３次鳥獣保護管理事業計画の終了期間まで

３　年間捕獲数

国のガイドラインの改定に伴い、「上限」から「目標」に見直す。

地域	年間捕獲数	
	現行の保護計画：捕獲上限数 （推定個体数【R元調査】×捕獲割合）	新たな管理計画：捕獲目標数 （推定個体数【R6調査】×捕獲割合※）
嶺北	１２０頭（800頭×15%）	１６０頭（904頭×18%）【＋40頭】
嶺南	３６頭（240頭×15%）	５０頭（313頭×15%）【＋14頭】
合計	１５６頭	２１０頭　【＋54頭】

※令和元年度～6年度の捕獲割合の実績（平均値　嶺北15%、嶺南12%）に人との軋轢軽減を目的として3%を上乗せ

４　管理計画におけるゾーン区分

ゾーン区分		コア生息地（鳥獣保護区等）	緩衝地域（人の生活圏とコア生息地との間の地域）		人の生活圏	
				管理強化区域	防除地域（農耕地等）	排除地域（市街地・集落）
		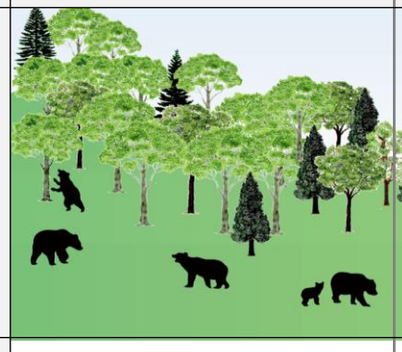	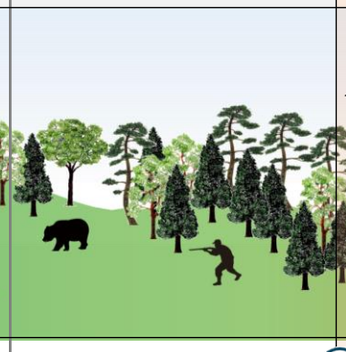		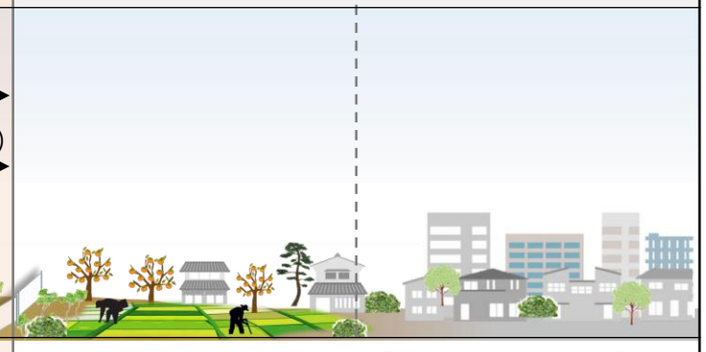	
ゾーニング管理	個体群管理			新 個体数を減らすための計画的な捕獲［はこわな猟］ 県・市町が実施	・出没個体の対処的な捕獲［はこわな猟・銃猟］ 市町が実施	
			新 人への警戒心を高めるための捕獲［春季（3～5月）銃猟］ 市町（奥越地区）が実施 拡 狩猟［猟期（11/15-2/15）銃猟］（嶺南での自粛を要請しない） 一般の狩猟登録者が実施			
	被害防除	・人工林の樹皮剥ぎを防止するため、テープ巻き等の防除対策を支援			・集落内への侵入を防止するため、誘引物除去（果樹等の伐採・適切な管理）、柵の設置等を支援	
	生息環境管理	・生息環境を保全するため、針広混交林化を推進	・人の生活圏への侵入や定着を防止するため、藪の刈り払い等を支援			

５　その他、強化する対策

- 「ツキノワグマ捕獲アドバイザー」を市町に派遣し、捕獲体制を強化
- ドローンや通信型センサーカメラ等のＩＣＴを活用した安全で効率的な捕獲技術の普及
- 防災アプリ等、プッシュ通知が可能な媒体を活用し、クマの出没情報を住民に周知